

令和 8 年度

旭川市林野火災予消防対策実施要綱

旭川市農政部農林整備課

第1 目的

旭川市内の林野における林野火災予消防対策の推進を図るために、この要綱により実施する。

第2 林野火災危険期間等

林野火災危険期間及び強調期間は次のとおりとする。

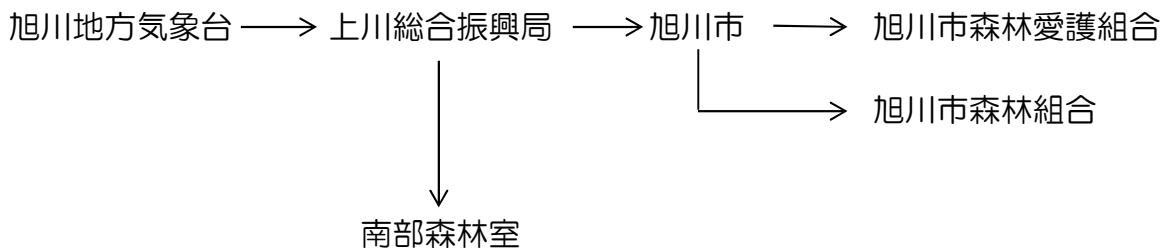
ただし、異常乾燥等により林野火災の危険がある場合は、当該危険期間にかかわらず、その都度危険期間を設定するものとする。

- 1 危険期間 4月 1日 から 6月30日まで
- 2 強調期間 4月21日 から 5月31日まで

第3 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることから、気象予報及び警報を的確に把握し、予防の万全を期するため次により情報の連絡体制を確立する。

<伝達系統>



第4 林野火災予消防の普及宣伝

林野火災に対する関心をより一層向上させるため、次により予消防の普及を図る。

- 1 一般入林者に対する啓発
- 2 山火事注意旗の掲揚
- 3 旭川市の広報紙による啓発宣伝
- 4 その他必要と市長が認めるもの

第5 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も容易に消火し火災の拡散防止に努めることにあるので、林野火災発生の際はただちに消防署へ通報し、関係機関及び森林愛護組合等へ積極的な協力を求め、早期消火に努める。

第6 各関係機関との協力体制の確立

各関係機関相互の協力により林野火災予防の万全を図る。～別紙1、別紙2

第7 林野火災発生通報及び受理要領

- 1 林野火災を受けた者は、別紙様式により速やかに上川総合振興局林務課へ連絡する。
～別紙3
 - (1) 発生場所
 - (2) 発見時間
 - (3) 原因等
 - (4) 通報者住所・氏名
- 2 農林整備課は、消火後に次の事項を林務課へ報告する。～別紙4

- (1) 発生場所
- (2) 発見時間
- (3) 原因等
- (4) 進行方向
- (5) 規模
- (6) 出動人員
- (7) 消火状況
- (8) 通報者住所・氏名
- (9) 今後の見通し
- (10) その他必要事項

3 旭川市林野火災消火対策連絡表 ～別紙5

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

関係機関一覧

機関名	電話番号	住所
消防本部 指令課	33-9961	旭川市総合防災センター 旭川市東光27条8丁目
旭川市 南消防署	23-4649	旭川市7条通10丁目
旭川市 北消防署	51-8138	旭川市大町3条5丁目
上川中部森林管 理署	61-0206	旭川市神楽3条5丁目3番11号
上川総合振興局 南部森林室	46-5998	旭川市永山6条19丁目1番1号
旭川市農政部 農林整備課	25-7729	旭川市7条通10丁目
旭川市森林組合	36-4268	旭川市工業団地3条1丁目2番15号

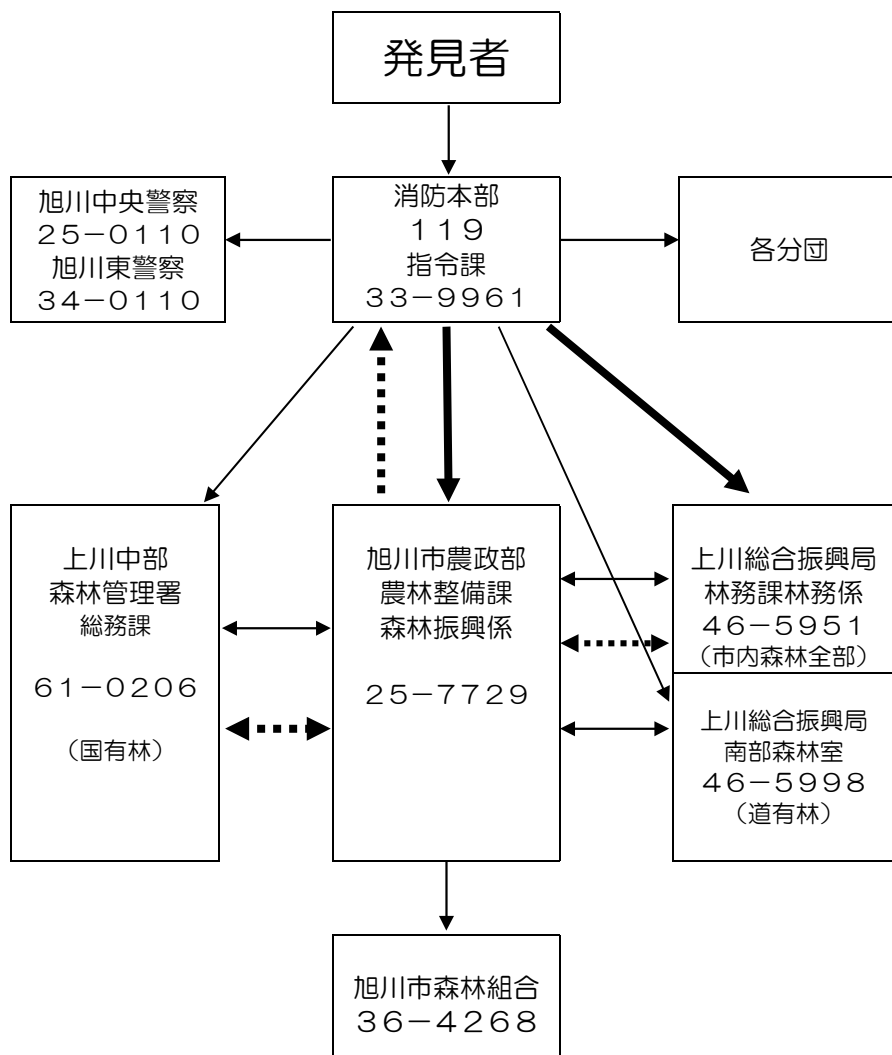
別紙 3 (林野火災の通報を受けた場合の様式)

電 話 受 理 簿	
1 受理年月日・時間	令和 年 月 日 時 分
2 受理者職氏名	
3 通報者の住所・氏名	住所 氏名 電話
4 発生場所	(林班)
5 発見時間	午前・後 時 分
6 発生原因等	
7 火災の進行方向	沢筋 中腹 尾根 ・ 東 西 南 北 方
8 規 模	約 ha
9 その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> • 林務課以外への通報の有無 • 対応

別紙 4 (関係機関への報告様式)

電 話 発 信 簿	
1 受理年月日・時間	令和 年 月 日 時 分
2 受理者職氏名	
3 連絡先及び電話等 受理者職・氏名	
4 発生場所	(林班)
5 発見時間	午前・後 時 分
6 発生原因等	
7 火災の進行方向	沢筋 中腹 尾根 ・ 東 西 南 北 方
8 規 模	約 ha
9 出勤人員	
10 消火状況	
11 通報者の住所・氏名	住所 氏名 電話
12 今後の見通し	
13 その他参考事項	

旭川市林野火災消火対策連絡表



※農林整備課が通報を受けた場合は、点線矢印のとおりとし、防災情報の提供として旭川市防災安全部防災課へも報告する。(電話25-9840)